

# 法の支配の全う等のための裁判所法の改正について

—最高裁の裁判の多数意見において反対意見を採らない理由を示す等のための法改正—

2014年4月21日

参議院議員 小西 洋之

## 1. 問題の所在

- 現行制度において、最高裁判所は各裁判官の職権行使の独立の原則（憲法76条3項）のもと、大法廷・小法廷ともに合議体制度を採用し（裁判所法9条）、各裁判官は評議において意見を述べる義務を負い（同法76条）、採決は原則として過半数評決によることとされている（同法77条）。

そして、裁判書（判決等）には、各裁判官の意見を表示しなければならず（同法11条）、さらに意見を表示する際にはその理由を明らかにしなければならないとされている（最高裁判所裁判事務処理規則13条 注：当該規定は裁判所法にはない。なお、民事訴訟法253条、刑事訴訟法44条、行政事件訴訟法7条参照）。

- しかし、合議の結果、多数意見と反対意見に分かれた判決においては、①反対意見は多数意見の法令解釈・適用等についてそれが不適切である等とする理由を明記して（論理を尽くして）主張しているのに対し、多数意見は後反対意見を採らない理由について何ら言及していない例が多数認められる。他方、②一部の判決においては、多数意見が反対意見を採らない理由について言及している例もある。

多数意見

反対意見

○← 必ず論駁

反論・言及なし（無視？） →×

※「反対意見」とは、多数意見に結論、理由とも反対する少数意見のこと。（他の少数意見に、多数意見に加わった裁判官がそれに付加して自己の意見を述べる「補足意見」、結論は多数意見に同じであるがその理由づけにおいて異なる「意見」がある。）

出典：小西洋之事務所作成

平成26年4月21日 参議院決算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

出典：小西洋之事務所作成

平成29年5月15日参議院決算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

## 2. 改正趣旨

- こうした、判決の運用のあり方は、以下に述べるように日本国憲法の定める司法権の趣旨、国民主権の趣旨、三権分立の趣旨等の観点から様々な問題が指摘でき、そうした問題を解決し、これらよりいっそうの全うを確保するため、「判決等における意見表示は理由を明らかにして行うとともに、多数意見においては反対意見を探らない理由を示すこと」を措置する裁判所法の改正が必要であると考える。
- なお、この裁判所法改正の企図するところは立法に依らなくとも、最高裁判所が最高裁判所事務処理規則の改正を行うことにより制度的に措置できるものであると考える。  
司法権の独立の趣旨からは、立法に依るのではなく、最高裁判所自らの取り組みにより措置すべきであることは言うまでもない。しかし、最高裁判所が以下に指摘するところの問題群について、司法権の意義を懸けて真摯に検討し、しかるべき措置を講じない場合は、我が国の憲法上至高の価値であるかけがえのない国民の権利・自由を守るために立法権を行使し、裁判所法の改正を行うべきであると考える。

### (1) 国民の権利・自由を守る砦としての機能の全う

司法権は立憲主義及び法の支配の原理のもと国民の権利・自由を守る最後の砦である(憲法81条等)。

そして、これは、国民が自らのかけがえのない権利・自由を守る最後の守護神としての地位を各裁判官に託するものである国民審査制度(憲法79条)によって基礎付けられている。

とすれば、最高裁判所の判決において、ある裁判官がその良心に従い職権にもとづいて(憲法76条3項)多数意見における法令の解釈・適用等に係る憲法適合性などについて反対意見を述べた場合に、なぜそれが採用されるべきでないかについての明確かつ合理的な説明が多数意見の中に示されなければ、この裁判官の独立職権行使の原理に照らし、国民の権利・自由を守る最後の砦たる司法権の機能を全うすることにはならない。(すなわち、主権者たる国民が選んだ守護神たる裁判官の反対意見を、あたかも単純多数決で葬り去っているかのような判決等は、この司法権の本来趣旨を全うすることにならない)

出典：小西洋之事務所作成  
平成26年4月21日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

出典：小西洋之事務所作成  
平成29年5月15日参議院決算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

## (2) 適正な裁判を受ける権利の十全なる保障

国民は、司法権のもとで適正な裁判を受ける権利を有する（憲法32条等）。

国民に対し、適正な裁判を保障するためには、裁判における適切な法令解釈・適用等が確保されなければならないが、そのためには、多数意見を、それと正反対の結論及び理由を主張する反対意見の本旨に係る真摯な検討を踏まえた深い考慮のもとに作成されるものとすること、すなわち、反対意見を述べる裁判官を多数意見の裁判官が単なる多数決原理で葬り去る危険を万が一にも排除するとともに、合議における議論の実質を担保しそれを判決文に反映させる必要がある。

従って、これを制度的に保障する措置として、多数意見においてはなぜ反対意見を探らないかについて、その理由の中で説明することが不可欠である。

## (3) 公正かつ公平な裁判を受ける権利の十全なる保障

国民は、司法権のもとで適正な裁判を受ける（憲法32条等）に当たり、公正な裁判を受ける権利（同82条、判例）及び適正手続を受ける権利（憲法31条）並びに刑事事件において公平な裁判所の裁判を受ける権利（同37条）を有する。

- a) そもそも司法権における適正かつ公正な裁判を確保する前提として、原告・被告等の訴訟当事者はもとより広く国民の立場において、その判決等の結論及び理由が十分に理解できるものでなければならぬ（判決等の説明責任の全う）。

この点、特に、多数意見と相反する結論と理由である反対意見が付せられている時は、裁判所の多数意見が、反対意見の存在があっても尚、何故に当該判決等に至ったかについて十分な説明が尽くされていなければならない。とすれば、多数意見においてなぜ反対意見を探らないかについてその理由の中で説明することは、国民に対し適正かつ公正な裁判を受ける権利を担保する上での必須の条件である。

- b) また、「人の生命すら奪うことのある強大な国権の行使」（判例）たる刑事裁判において、ある判決等ではその多数意見においてなぜ反対意見を探らないかについてその理由の中で説明しているのに、ある判決等ではそうした説明を一切行わないすることは、原告・被告等の訴訟当事者に対し公平な刑事裁判が行われたとすることは出来ず、これは、「構成其他において偏頗の惧なき裁判所の裁判」（判例）との公平な裁判所の裁判の趣旨からも不適切なものであると考える。

以上、これら国民の適正・公正・公平な裁判を受ける権利を保障するため  
に判決等の説明責任を全うさせる観点においても本改正は不可欠である。

#### (4) 冤罪の危険性の徹底排除

上記、(1)、(2)、(3)については、我が国の戦後司法の最大の汚点の一つで  
ある冤罪を将来に渡り絶対に生じさせないためにも、最高裁において真摯に  
受け止め対応すべき事項である。

#### (5) 国民審査制度の機能の全うの確保

我が国は、国民主権（憲法前文、1条）のもと司法権に対する民主的統制の  
措置として国民審査制（憲法79条）を採用している。そして、国民がこの制度  
のもとで各裁判官の適格性を判断するに当たっては判決を構成する「主文  
（結論）と理由」の内容に対する適切な理解が不可欠である。

しかし、（多数意見とは異なる法令解釈・適用等を主張する）反対意見が  
妥当でないとされていることについての説明が多数意見の中になければ、少  
なくとも国民において、「なぜ、反対意見と異なる多数意見の主文と理由が  
正しいのか」、あるいは、「なぜ、反対意見の主文と理由の方が評議の結果  
として不適切等とされたのか」について理解し、それらの十分な考慮の上に  
各裁判官の適格性について主権者としての審査を全うすることが出来ない。

従って、国民審査制度を実行あらしめ、司法権を国民に統制させ憲法の中  
核原理である国民主権を確保するためにも本改正は不可欠である。

#### (6) 三権分立並びに違憲立法審査権に係る問題

我が国の司法権は三権分立並びに法の支配原理のもと違憲立法審査権を付  
与されている（憲法76条、81条）。

a) しかし、法令の違憲判決等に当たっては、それを合憲とする反対意見の  
理由に対しそれを採らないとする理由が多数意見の中で示されなければ、  
当該判決は立法府及び行政府（そして主権者たる国民）に対する説明責任  
を果たしていないものとして、三権分立並びに違憲立法審査権の趣旨を十  
分に適えたものとは認め難い。（※例えば、国権の最高機関たる立法府へ  
の説明責任の全うに至らないものとなるが、こうした実例が複数ある。）

b) また、上記(1)で述べたように、法令の合憲等の判決に当たっては、それ  
を違憲等とする反対意見の理由に対しそれを採らないとする理由が多数意  
見の中で示されなければ、特に、少数者に関わる人権を始めとして、国民  
の権利・自由を守る最後の砦としての司法権の機能（違憲立法審査権）を

全うすることができず、結果として、立法府及び行政府に対する抑制・均衡機能を全う出来ないという意味において憲法の定める三権分立の趣旨を十分に満たせないものとなる。

従って、我が国の三権分立並びに違憲立法審査権の趣旨を全うさせるためにも本改正は必要不可欠である。

#### (7) 裁判員制度の適正かつ円滑な運用確保に係る問題

裁判員制度において、裁判員は「事実の認定、法令の適用、刑の量定」について裁判に関与することになっている（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第6条）。

この点、終審裁判所たる最高裁判所（憲法81条）において、特に死刑判決における量刑基準など、これらの一般的なあり方について可能な限り明確化することが裁判員制度の適正かつ円滑な運用の確保のために必須である。このためにも、多数意見の採用する刑の量定等について異なる見解の主張を行っている反対意見がなぜ採用されるべきでないとされたのか、その理由について多数意見の中で示される必要がある。

（※ なお、この死刑判決の量刑基準の明確化の必要については、死刑と無期懲役刑で多数意見と反対意見が分かれた刑事裁判における、無期懲役ではなく死刑相当と主張する反対意見の中で、明示に指摘されているところである。）

#### (8) 司法権に対する国民の理解・信頼の問題

我が国の司法権は、国民主権や法の支配の原理のもと、国民から理解されかつ信頼されるものでなければならない（憲法82条等、判例）。そして、それは最高裁が自らの判決等の中でその説明責任を全うすることによって実現されるものである。

すなわち、上記(1)～(7)の事項はこうした司法権に対する国民、国会、行政等の理解と信頼の前提となるものであり、換言すれば、本改正なくして司法権に対する国民の信頼の確保等は不十分に止まることとなり、「司法に対する国民の理解の増進と信頼の向上」（司法制度改革推進法第2条）の実現などを十分に果たすことはできない。この点からも、本改正は必要不可欠である。

#### (9) 我が国の「法の発展」に係る問題

最高裁判所の判例が社会において事実上の法源ともいいうべき大いなる役割

出典：小西洋之事務所作成

平成26年4月21日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

出典：小西洋之事務所作成

平成29年5月15日参議院決算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

を果たしている一方で、その法令解釈・適用等がなぜ多数意見として決せられたかについて、国民や立法院、行政府に対し出来るだけ明確に示すことが、我が国の社会における「法の発展」に当たり極めて重要である。

特に、最高裁判所における判例変更を行った裁判における「後の多数意見となった当初の反対意見の存在」の事実（しかも、複数例ある）などを踏まえると、この意義は一層明らかである。

我が国社会が「自由かつ公正な社会」たるべく、その健全な「法の発展」を確保するためにも本改正は必要である。

等

### 3. 改正内容

- 1 最高裁の裁判の裁判書に各裁判官の意見を表示するには、理由を明らかにして、これをしなければならないものとすること。
- 2 1の意見の表示において、反対意見が表示されるときは、多数意見においては、反対意見を探らない理由を示さなければならないものとすること。

注1：冒頭に述べたように、本改正の内容は最高裁判所事務処理規則の改正によっても措置できるものであり、原則として立法措置に依るのではなく、最高裁判所自ら措置を講じるべきものであると考える。

注2：上記は骨子レベルのものであり、特に「2」については、立法に依る際にも、最高裁判所規則においてより詳細な規定が措置されるべきと思慮する。

#### (参考条文)

- 裁判所法（抄） 第二編 最高裁判所

第十一条（裁判官の意見の表示） 裁判書には、各裁判官の意見を表示しなければならない。

- 最高裁判所裁判事務処理規則（抄）

第十三条 裁判書に各裁判官の意見を表示するには、理由を明らかにして、これをしなければならない。

### 4. 補論（司法権の独立等との関係）

- (1) 多数意見の中で反対意見を探らない理由を示すこととすることを裁判官に義務付けることは、（それが最高裁判所規則に依るものであれ、法律に依

出典：小西洋之事務所作成  
平成26年4月21日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

出典：小西洋之事務所作成  
平成29年5月15日参議院決算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

るものであれ）裁判官の職権の独立を侵すことにならないかという議論も考えられる。

(2) これについては、反対意見を探らない理由を示すこととすることが、各裁判官の意見に係る自由な判断形成に対して事実上重大な影響を及ぼすとは言えず（評議によって明らかになった事項について意見の中に記載することを求めるに止まる）、裁判官の職権の独立を侵すことにはならないと考えられる。

また、裁判書に示されるのは各裁判官の最終的な意見に限られ、評議の過程において中間的に述べられた意見を明らかにするわけではないため、評議の秘密ひいては裁判官の職権の独立を侵すことにはならないと考える。

(3) そもそも、「2. 改正趣旨」の各論の中で述べたように、司法権の独立が保障されているのは、①三権分立及び法の支配のもと、争訟解決機能を通じて国民の基本的人権の保障を全うすることにあり、さらに、②国民審査により最高裁判事は信任又は罷免されることとなっており、司法権の独立はあくまで国民主権に基盤を置くこととなっており、加えて、③司法権の独立をいつそう意義あらしめるためには、裁判当事者を含めた国民や国会、行政などのその司法作用への信頼が前提となること等から、これらの事項を十全に確保するために不可欠な本改正措置の意義は、司法権の独立のもとに否定されなければならない合理性は見出せない。（仮に、否定する場合は、「司法権の独立」のためではなく、「司法権の独善」のためとの批判を免れない。）

※ なお、以上の立論に立つ時には、裁判書の書き方が憲法第77条第1項に規定する「訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項」のいずれかに当たるとしても、同項に規定する事項については「法律をもって規定することが排除されるわけではない」（閣内内閣法制局第二部長答弁 第98回衆議院法務委員会 昭和58年3月4日）とされていること（判例、通説）も含めて、裁判書の書き方を法律で定めても違憲ではないと考えられる。

以上

出典：小西洋之事務所作成  
平成26年4月21日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

出典：小西洋之事務所作成  
平成29年5月15日参議院決算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

卷之四

反対意見に対して多數意見が言及乃至反論を行つていな

〔平成24年5月吉から平成29年5月11日までのまつり〕

- (平成 24 年 5 月末から平成 29 年 5 月 11 日までのもの)

  1. 平成 24 年 12 月 3 日最高裁第一小法廷決定  
多数意見が取り上げた酌量事情について、いずれも死刑を回避すべき特別の事情として採るには当らないとした上で、被告人を無期懲役に処した第 1 小法廷決の判刑を是認した原判決を破棄し、死刑の選択を回避するに足る特に酌量があるかどうかにつき更に慎重な審理を尽くさせるため、本件を原裁判所に差し戻すべきとする反対意見に対し、多数意見が明確に普及していない例。
  2. 平成 24 年 12 月 7 日最高裁第二小法廷決定  
一般職の国家公務員が勤務外（勤務時間外で、国ないし職場の施設を利用せず、公務員の地位から離れて行動しているといえるような場合で、公務員が、いわば一私人、一市民として行動している場合）で行った政治的行為は、当該公務員の管理職的地位の有無等にかかわらず、國家公務員法第 102 条第 1 項の政治的行為に該当しないと解する反対意見に対し、多数意見が明確に普及していない例。
  3. 平成 25 年 12 月 10 日最高裁第三小法廷決定  
性別の取扱いの変更の審判を受けた夫の妻が婚姻中に生前補助医療により墮胎した子について、法律上の父子関係を裁判上認めることは、現在の民法の解釈枠組みを一步踏み出すことになり、また、本来的には立法により解決されるべき生前補助医療による子とその父の法律上の父子関係の形成の問題に、その手当や制度整備もないままに踏み込むことになるとする反対意見に対し、多数意見が明確に普及していない例。
  4. 平成 26 年 1 月 14 日最高裁第三小法廷決定  
民法第 785 条及び第 786 条は、認知した父に反対の事實を主張して認知の無効の主張をすることを許さない旨定めたものであると解すべきであり、認知した父は、血縁上の父子関係が存在しないことを理由として認知の無効を主張することができないとする反対意見に対し、多数意見が明確に普及していない例。
  5. 平成 26 年 3 月 28 日最高裁第二小法廷決定  
暴力団関係者の利用を拒絶しているゴルフ場において暴力団関係者であることを申告せずに施設利用を申し込む行為が詐欺罪の人を教く行為に当たるかについて、ビジターの施設利用を原則会員の紹介・同伴による場合に限定していたゴルフ場に関する事件については教く行為に当たるとの反対意見に対し、多数意見が明確に普及していない例。
  6. 平成 26 年 7 月 17 日最高裁第一小法廷決定  
夫と民法第 772 条により嫡出の推定を受ける子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであるなどの事情がある場合における親子関係不存在確認の訴えの訴否について、夫婦関係が破綻して子の出生の秘密が隠れになっており、かつ、生物学上の父との間で法律上の親子関係を確保できる状況にある場合には訴えを認めるのが相当であるとの反対意見に対し、多数意見が明確に普及していない例。  
なお、補足意見において、反対意見に対する者及がある。
  7. 平成 27 年 12 月 16 日最高裁大法廷判決【再婚禁止期間】  
民法第 733 条第 1 項の合憲性について、女性について 6箇月の再婚禁止期間を定める本件規定の全部が憲法第 14 条第 1 項及び第 24 条第 2 項に違反し、本件規定を廃止する立法措置をとらなかつた立法不作為は國家財産法第 1 条第 1 項の適用上違法の評価を受けるべきものであるとする反対意見に対し、多数意見が明確に普及していない例。
  8. 平成 27 年 12 月 16 日最高裁大法廷判決【夫婦同氏制】  
夫婦の氏を定めた民法第 750 条が憲法第 24 条に違反するものであり、かつ、民法第 750 条を改廃する指針をとらなかつた立法不作為は國家賠償法第 1 条第 1 項の適用上違法の評価を受けるべきものであるとする反対意見に対し、多数意見が普及していない例。  
なお、補足意見において、民法第 750 条が憲法第 24 条に違反するとする意見（上記反対意見も同調）に対する言及がある。
  9. 平成 29 年 3 月 10 日最高裁第二小法廷判決  
被告人に密盜罪の成立を認めた第 1 番判断及びこれを是認した原判決の事実認定には判決に影響を及ぼす重大な事実誤認があるとした多数意見について、多数意見はこれらの判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを具体的に示したとは到底いえないとする反対意見に対し、多数意見からも反駁がなされていない例。

## 資料(1)

反対意見に対して多数意見が言及乃至反論を行っていない例

- 昭和 63 年 6 月 1 日最高裁大法廷判決  
基本的人権、特に精神的自由にかかわる問題を考える場合には少數者の保護という視点に立つことが必要であり、少數者の潔癖感に基づく意見と見られるものであつても、宗教や良心の自由に対する侵犯は多數をもつても解されないという反対意見（昭和 52 年 7 月 13 日大法廷判決反対意見を引用）に対し、多数意見が明確に擁護判断を述べていない例。
- 平成元年 7 月 4 日最高裁第三小法廷判決  
町による地元出身衆議院議員の大臣就任祝賀式典の挙行及びこれに伴う公金の支出は、社交機礼の範囲を逸脱するものとして違法であるとする反対意見の指摘に対し、多数意見は、当該公金の支出は社交際の範囲を逸脱しているとまでは断定することができず違法とはいえないとした原審の認定判断は、原判決の鑑別関係に照らし、正当として認認できると述べるにとどまる例。
- 平成 19 年 2 月 27 日最高裁第三小法廷判決  
憲法第 19 条の「思想及び良心」の内容等について更に詳細な検討を加え、その結果を踏まえて上告人に対する被告処分の適法性を再検討すべきとする反対意見の指摘（奥に問題とされるべき思想及び良心は、公的機関が、参加者にその意思に反してでも一律に行動すべく強制することに対する否定的評価である可能性）に対し、多数意見が明確に言及していない例。
- 平成 23 年 6 月 14 日第三小法廷判決  
反対意見が、起立行為と音階行為を分けたて考えて考へるべきと指摘した上で、上記 1 の判例の反対意見を引用していることに対し、多数意見が明確に言及していない例。
- 昭和 51 年 4 月 14 日最高裁大法廷判決  
議員定数配分規定の改正は国会のみが果たし得る機能であり、裁判所として配分議員数や選舉区割りにつき直接その正措置を講ずることは憲法の許すことではなく、選舉の議員定数配分規定により選挙が繰り返し行われ、裁判所がこれに対しその都度、其慣判決の處理をもつて応対するということになれば、それは正に裁判所による選舉事務の追認という事態を招く結果となることであつて、裁判所の採るべき途ではないとする反対意見に対し、多数意見が明確に言及していない例。
- 平成 17 年 9 月 14 日最高裁大法廷判決  
議員定数配分規定の平等を図ることは、国会の権限と責任において解決すべきであるとする反対意見に対し、多数意見が明確に言及していない例。
- 昭和 60 年 7 月 17 日最高裁大法廷判決  
議員定数配分規定の改正は国会のみが果たし得る機能であり、裁判所として配分議員数や選舉区割りにつき直接その正措置を講ずることは憲法の許すことではなく、選舉の議員定数配分規定により選挙が繰り返し行われ、裁判所がこれに対しその都度、其慣判決の處理をもつて応対するということになれば、それは正に裁判所による選舉事務の追認という事態を招く結果となることであつて、裁判所の採るべき途ではないとする反対意見に対し、多数意見が明確に言及していない例。
- 平成 17 年 12 月 21 日最高裁第三小法廷決定  
労働安全衛生法違反報告事件について、原判決は、労働安全衛生法第 15 条第 1 項の「特

出典：最高裁判所判決より小西洋子著所作成  
平成 26 年 4 月 2 日 参議院決算委員会 民主党・新進民主党・新進風会 小西洋之

出典：最高裁判所判決より小西洋子著所作成  
平成 29 年 5 月 15 日参議院決算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

定元方事業者」の解説適用について、判決に影響を及ぼすことの明らかな法令違反（法令の解説適用の限り）があり、これを強調しなければ著しく正義に反する事案にはあたらないとする反対意見の指摘に対し、多数意見が明確に言及していない例。

#### 14. 平成19年9月18日最高裁第三小法廷判決

反対意見が、多数意見による条例（広島市暴走族追放条例）の解釈には、条例制定過程に照らしても無理があること、本件は会派限定解釈が許される事案ではないこと、を述べているのにに対し、多数意見が明確に言及していない例。

#### 15. 平成2年2月1日最高裁第一小法廷判決

多数意見が挙げる理由（本件登録制度の制定経緯、運用の実際等）は、日本刀を登録の対象から排除することの合理的な理由にはなり得るとしても、外國刀剣を登録の対象から排除する部類的、合理的な理由にはなり得ないという反対意見の指摘に対し、多数意見が明確に言及していない例。

#### 16. 平成20年2月19日最高裁第三小法廷判決

多数意見は過去の裁判例の趣旨（善徳とわいせつ性の関係、性器の描写と全体のわいせつ性）に適合するものであるかどうか疑問であるとする反対意見に対し、多数意見が明確に言及していない例。

#### 17. 昭和48年4月4日最高裁大法廷判決

法定刑をいかに定めるかは立法院の裁量に属する事項であり、実定法規を尊重することこそ、憲法の根本原則たる三権分立の趣旨にそういうものといふべく、裁判所がたやすくかかる事項に立ち入ることは、司法の厳抑の原則にもとるとする反対意見に対し、多数意見が明確に言及していない例。

#### 18. 昭和45年1月29日最高裁第一小法廷判決

強制わいせつ罪の成立について、犯人の性欲を刺激興奮・満足させるという性的意図を必要とする多数意見と、不要とする反対意見の対立があるが、多数意見がそのような性的意図を必要とする理由を述べていない例。

#### 19. 平成24年2月20日最高裁第一小法廷判決

犯行時18歳に達した少年であつた被告人が、その年齢の少年に比して、精神的・道徳的成熟度が相当程度に低く、幼いというべき状態であったことをうかがわせる証拠が本件記録上少なからず存在するところ、その精神的成熟度が18歳に達した少年としては相当程度に低いといいう事実が認定できるのであれば、そのことは「死刑の選択を回避するに足りる特に酌量すべき事情」に該当し得るものと考えるとし、更に、精神的成熟度が相当程度低いといいう事実が認定できるのであれば、犯罪の計画性を含め行為の犯情等の根柢が変わる可能性があるとする反対意見の指摘に対し、多数意見が明確に言及していない例。

#### 20. 平成20年2月20日最高裁第一小法廷判決

多数意見が取り上げた酌量事情について、いざれもも酌量すべき事案にはあたらないとする部分を述べた上で懲罰としなければ、著しく正義に反する、（他の死刑事件の刑の量定との比較において）著しく公平・均衡を失するとした反対意見に対し、多数意見からの有効な反駁がなされていない例。

#### 21. 平成21年4月14日最高裁第三小法廷判決

多数意見が、被容者が述述の信用性を全面的に肯定した原審の認定は不合理であるとしたことに對して、反対意見が、法律等である最高裁は徹底した事後審査であるべきで、重大な事実の誤認とは原判決の判断が不合理であると明らかに認められる場合に限るべきとした上で、原審の認定は不合理ではないとしたことに対し、多数意見からの反駁がなされていない例。

#### 22. 平成21年12月7日最高裁第二小法廷決定

業務上過失致死被容事件について、検察での埋没事故発生の予見可能性を肯定した原判決は事実の認定に重大な誤りがあるので就棄すべきとする反対意見の指摘に対し、多数意見が明確に言及していない例。

注：以上は、平成24年5月末時点での調査結果である。

出典：最高裁判所判決等による小西洋之事件分析  
平成26年4月21日 検察院検察長会議会議員会 民主化・新緑風会 小西洋之

出典：最高裁判所判決より小西洋之事件分析  
平成29年5月15日参議院決算委員会 民進・新緑風会 小西洋之  
平成29年5月15日参議院決算委員会 民進・新緑風会 小西洋之

## 資料(2)

反対意見に対する多数意見が反論を行っている例

尾張ボルノ法違反告訴事件について、インターネット上に開設したウェブページにURLを  
情報を単に情報として示した行為を尾張ボルノ法第7条第4項の「公然と陳列した」に含  
まれると解することは、刑罰法規の解釈として野訴法主導の原則をあまりにも脇み外す  
もので許されものではないことから、原判決の法令の解釈について刑訴法411条による  
離別判断を示さない多数意見には異議することができず、また、被難しなければ著しく正  
當に反するとする反対意見の指摘に対し、多数意見が明確に旨及していない例。

### 1. 昭和54年12月25日第三小法廷判決

関税法第21条第3項の規定による税關長の通知又は同条第5項の規定による税關  
長の決定及びその通知が抗告訴訟の対象となるがについて、当該通知等は輸入申告に關  
する手続過程における中間的措置にすぎず、これにより当該貨物を適法に輸入するこ  
とができないという最終的法律効果を生ずるものではないため、抗告訴訟の対象とはな  
らないとする反対意見の指摘に対し、多数意見が当該反対意見を明示に陳述した上で反  
論をしている例。

### 2. 平成17年3月18日第一小法廷判決

刑法第28条第1号の規定による刑の執行猶予を渡しの取消請求手続において、被請求  
人から即時抗告に因する遅延の委任を受けていいるとする反対意見の指摘に対し、多数意  
見が当該反対意見を明示に陳述した上で旨及している例。

### 3. 平成20年6月4日大法廷判決

日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後に父から認知された子に日本  
国籍を取得させることについて、①簡易帰化の制度が存する上に仮想認知の恐れがあり  
(3名の反対意見)、さらに、②裁判所が法律にない新たな国籍取得の要件を創設する  
ものであって、法解釈として限界を超えており、国会の本来的な機能である立法作用を  
行うものとして許されない(計5名の反対意見)とする反対意見の指摘に対し、多数意  
見が反論をしている例。

注:以上は、平成24年5月末時点での調査結果である。

## 資料(3)

平成24年7月9日 第三小法廷決定

(注) 判決は平成25年5月に最高裁に  
問題を指摘して以降のものである。

出典:最高裁判所判決より小西洋之事務所作成  
平成26年4月21日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

出典:最高裁判所判決より小西洋之事務所作成  
平成26年4月21日 参議院決算委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

出典:最高裁判所判決より小西洋之事務所作成  
平成29年5月15日 参議院決算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之

## 資料(4)

判例変更によって反対意見が多数意見になつた例

### 1. 背写真判決

- (1) 変更された判例  
昭和 41 年 2 月 23 日大法廷判決

- (2) 変更した判例  
平成 20 年 9 月 10 日大法廷判決

- (3) 多数意見となつた反対意見の要旨  
市町村の施行に係る土地区画整理事業の事業計画の決定は、抗告訴訟の対象となる行政处分にあたる。

### 2. 第三者所有物没収事件

- (1) 変更された判例  
昭和 35 年 10 月 19 日大法廷判決

- (2) 変更した判例  
昭和 37 年 11 月 28 日大法廷判決

- (3) 多数意見となつた反対意見の要旨  
旧関税法により第三者の所有物を没収することは、憲法第 31 条、第 29 条に違反する。  
前項の場合、没収の言渡を受けた被告人は、たとえ第三者の所有物に関する場合であっても、これを迷惑であるとして上告をすることができる。

### 3. 住民訴訟の上訴人

- (1) 変更された判例  
昭和 58 年 4 月 1 日第二小法廷判決

- (2) 変更した判例  
平成 9 年 4 月 2 日大法廷判決

- (3) 多数意見となつた反対意見の要旨  
複数の住民が共同訴訟人として提起した住民訴訟は提起後に共同訴訟人の数が減少してもその審判の範囲、審理の態様、判決の効力等にはなんら影響がない。自ら上訴しなかつた共同訴訟人は上訴人ににはならない。

### 4. 訴訟事件についてなされた調停に代わる裁判の合憲性

- (1) 変更された判例  
昭和 31 年 10 月 31 日大法廷判決

- (2) 変更した判例  
昭和 35 年 7 月 6 日大法廷判決

- (3) 多数意見となつた反対意見の要旨  
純然たる訴訟事件についてなされた調停に代わる裁判は、憲法第 82 条、第 32 条に照らし違憲たるを免れない。

### 5. 地方公務員の争議行為

- (1) 変更された判例  
昭和 44 年 4 月 2 日大法廷判決

- (2) 変更した判例  
昭和 51 年 5 月 21 日大法廷判決

- (3) 多数意見となつた反対意見の要旨  
「あおり」行為をその違法性の強弱によつて区別し、特に違法性の強いものに対してのみ刑事制裁を科すものであると解する余地は、法文上考えられないところである。

### 6. メリヤス編譯事件

- (1) 変更された判例  
昭和 43 年 4 月 4 日第一小法廷判決

- (2) 変更した判例  
昭和 51 年 3 月 10 日大法廷判決

- (3) 多数意見となつた少數意見の要旨  
特件（実用新案登録）無効の抗告審判で審理判断されなかつた公知事実との対比における特許無効原因を審決取消訴訟において主張することは、許されない。

注：以上は、平成 24 年 5 月末時点での調査結果である。